





第五章 雜則

## 第五章 雜則 (財務大臣との協議)

務大臣に協議しなければならない。

二 第十八条第一項の規定による承認をしよう  
き。

三 第十九条第一項、第二項若しくは第五項又とするとき。

は第二十一条の規定による認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

**(国家公務員宿舍法の適用除外)**

## 第六章 罰則

第百一十七号の規定には適用しない。

機関の役員及び職員

**第二十六条** 第十二条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

下の罰金に処する。

には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十六条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 第十六条の三第一項、第十九条第一項、第二項若しくは第五項又は第二十一条の規定に

より文部科学大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたときは。

三 第十六条の四第三項において準用する通則  
去第四十七条の規定に~~並~~して基金を運用する

四 第十八條第一項の規定により文部科学大臣は第四十一条の規定に違反して基金を適用したとき。

の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

**第二十八条** 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(施行期日) 附則

**第一条** この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

**（機構の成立）**  
機構は、通則法第十七条の規定にかかわ  
第一條

らす、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律

2 機構は、通則法第十六条の規定にかかるらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

(職員の引継ぎ等)

**第三条** 機構の成立の際現に整備法第二条の規定による廃止前の国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第九条の四第一項に規定する大学評価・学位授与機構(以下「旧機構」という。)の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。

**第四条** 前条の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十七号。附則第十三条第一項において「改正法」という。)による改正前後の第二条の独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下この条及び次条第三項において「旧独立行政法人大学評価・学位授与機構」という。)の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、旧独立行政法人大学評価・学位授与機構の職員を同項に規定する特別職・国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

**第五条** 附則第三条の規定により旧機構の職員が機構の職員となる場合には、その者に対してもは、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八百八十一号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。

旧独立行政法人大学評価・学位授与機構の成立の日の前日に旧機構の職員として在職する者は、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。

学位授与機構（機構を含む。以下この項において同じ。）の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧独立行政法人大学評価・学位授与機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧独立行政法人大学評価・学位授与機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 機構は、機構の成立の日の前日に旧機構の職員として在職し、附則第三条の規定により引き続いて機構の職員となつた者のうち機構の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであつて、その後職まで旧機構の職員として在職したもののとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができたものに対しては、同条の規定の例により算定された退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

て、その構成員の過半数が附則第三条の規定により機構に引き継がれる者は、機構の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

第八条 機構の成立の際現に国が有する権利及び義務のうち、旧機構の業務に関するもので政令で定めるものは、政令で定めるところにより、機構が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から機構に対し出資されるものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

第九条 機構の成立の際、整備法第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）第十七条の規定に基づき文部科学大臣から旧機構の長に交付され、その経理を委任された金額に残余があるときは、その残余に相当する額は、機構の成立の日において機構に奨学を目的として寄附されたものとする。この場合において、当該寄附金の経理に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（国有財産の無償使用）

第十条 国は、機構の成立の際現に旧機構の職員の住居の用に供されている国有財産であつて政



（国家公務員退職手当法の適用に関する特例）

**第七条** この法律の施行の際現に旧センター法附則第五条第三項に該当する者については、同項の規定は、なおその効力を有する。

（旧センター法附則第二条第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産取得税を課することができる。）

（センターの権利及び義務の承継に伴う経過措置）

**第四条** 附則第二条第一項の規定により機構が承継する旧センター法第十六条第一項又は第二項の規定によるセンターの長期借入金又は独立行政法人国立大学財務・経営センター債券（以下この項において「債券」という。）に係る債務について、政府がした旧センター法第十七条の規定による保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は債券に係る債務について、従前の条件により存続するものとする。

（国家公務員法の適用に関する特例）

**第六条** 旧センター法附則第三条の規定によりセンターの職員となつた者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、センターの職員として在職したことと同様に規定する特別職国家公務員等として在職したことと、旧センター法附則第三条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同様に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

**第八条** 機構の役員又は職員についての通則法の適用に関する経過措置

六四条五法通項 第の十第則	号第二四条五法通 四項第の十第則 こと した た	号第二四条五法通 一項第の十第則 者つで あ あ	一四条五法通項 第の十第則 者つで職人理標期の た学財務・経営センター（独立行政法 人通則法の一部を改正する法律（平 成二十六年法律第六十六号）の施行 の日以後のものに限る。以下「旧セ ンター」という。）の中期目標管理 法人役職員であつた者を含む。以下 この項において同じ。）
第十三条の規定による廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第二百十五号。以下この項において「旧センター法」という。又は旧センターが定めた業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則（以下この項において「旧センターライ規則」とい	当該中期目標管理法人（旧センター）を含む。）	当該中期目標管理法人（旧センター）	た学財務・経営センター（独立行政法 人通則法の一部を改正する法律（平 成二十六年法律第六十六号）の施行 の日以後のものに限る。以下「旧セ ンター」という。）の中期目標管理 法人役職員であつた者を含む。以下 この項において同じ。）

**附 則** (平成二十九年五月三日法律第四百四十九号)抄  
**(施行期日)**抄  
**(施行期日)**抄  
**第一条** この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。  
**附 則** (令和元年五月二四日法律第一一四号)抄  
**(施行期日)**抄  
**第一条** この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中国立大学法人法附則に一条を加える改正規定、第四条中独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第三条の改正規定及び同法第十六条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第四条第三項及び第四項、第九条、第十一条並びに第十二条の規定は、公布の日から施行する。  
**(罰則に関する経過措置)**  
**第十一条** この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**(その他の経過措置の政令への委任)**  
**第十二条** 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
**(検討)**  
**第十三条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
**附 則** (令和四年六月一七日法律第六八八号)抄  
**(施行期日)**抄  
**1** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
**附 則** (令和四年一二月九日法律第九四四号)抄  
**(施行期日)**抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 文部科学大臣は、改正後の第十六条の二第一項に規定する基本指針を定めるために、この法律の施行の日前においても、同条第三項及び改正後の第二十三条（第一号に係る部分に限る）の規定の例により、同項の政令で定める審議会等の意見を聴き、及び財務大臣に協議することができる。